

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 March 2020

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 44

「コロナウイルス・リソース・センター」開設のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、新型コロナウイルスが各国大手企業に与える影響について法的観点から情報をご提供しています。

以下のサイトにて情報を掲載しておりますので是非ご利用ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 44 となる本号では、日本の改正外為法に関する政省令案の公表、米国における新型コロナウイルス対策関連法案の可決・成立等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：改正外為法に関する政省令案の公表

2. アジア

インドネシア：エネルギー・自然資源事業に関する新開示・税務規制

中国：中国税制アップデート

シンガポール：ACRA の管理する支配者の集中登録簿及び名義株主名簿の導入

3. 米州

米国：新型コロナウイルス対策関連法案が可決・成立、雇用維持のための税額控除、NOL の利用制限緩和等を盛り込む

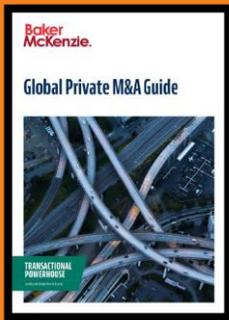
4. 欧州

EU：EU 公益通報者保護指令（2019/1937）の発効

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英文）」 のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、各国の状況を取りまとめたもので、39法域をカバーしています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務はますます複雑さを増す傾向にあり、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。本ガイドは、クロスボーダーM&Aに関わる実務家にとって必携の書と言えます。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. 日本

日本

改正外為法に関する政省令案の公表

財務省は、2020年3月13日、昨年11月に成立した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下、「改正外為法」）に関し、関連する政省令の改正案及び告示案（以下、「政省令案等」）を公表した。改正案は、2020年4月12日までパブリックコメント手続に付された後、4月下旬から5月上旬に公布されることが予定されている。以下、政省令案等によって明らかとなった主要な項目について概観する（改正外為法の主な改正点については、**本ニューズレターVol.40**を参照されたい）。なお、以下、政省令案等による改正後の対内直接投資等に関する政令を「改正後政令」と、政省令案等による改正後の対内直接投資等に関する命令を「改正後命令」と記載する。

取得時事前届出免除制度

改正外為法は、事前届出が必要となり得る外国投資家による上場会社等の株式の取得の閾値を発行済総株式数の10%から1%に引き下げる反面、かかる基準を満たす株式取得であっても、一定の基準を満たす場合には届出義務を免除することとしている（取得時事前届出免除制度）。今般公表された政省令案等により、取得時事前届出免除制度の詳細が明らかとなった。

外国金融機関

外国金融機関（改正後政令第3条の2第2項第3号イ、改正後命令第3条の2第3項）については、以下の基準（以下、「免除基準」）を遵守する限り、事前届出が免除されることとなる（「外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件」（案）（以下、「対内直接投資等免除基準告示案」）第2条）。

- 外国投資家が上場会社等の取締役又は監査役に就任せず、又、その密接関係者をそれらの役職に就任させない（同条第1項）
- 指定業種に属する事業に関し、事業の全部又は一部の譲渡、子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡、合併、当該上場会社等を分割会社とする会社分割、事業又は子会社株式の現物分配、事業の廃止、会社の解散を株主総会に自ら提案しない（同条第2号）
- 指定業種に属する事業に関し、秘密技術関連情報の取得（上場会社等が自主的に提供した場合であって、その目的及び条件の範囲内で利用される場合を除く）、自己又は第三者への開示の提案、秘密技術関連情報の管理に関する社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更の提案を行わない（同条第3号）

外国金融機関による株式取得においては、コア事業（後述）についても、上乘せ基準（後述）の遵守が要求されていない点において、その他の外国投資家よりも届出免除の要件が緩和されている（対内直接投資等免除基準告示案第2条第4号、改正後政令第3条の2第2項第3号ロ参照）。又、外国金融機関による上場会社等の株式取得に関する事後報告については、株式取得の比率が10%以上の場合にのみ必要とされており、その他の外国投資家の場合の要件（1%）よりも緩和されている（改正後命令第6条の2、別表第3参照）。

外国金融機関以外の外国投資家

外国金融機関以外の外国投資家については、指定業種のうち、コア業種とそれ以外の業種で取り扱いが異なる。いわゆるコア業種とは、改正前の指定業種のうち、とくに重要性が高いものとして「対内直接投資等に関する命令第三条の二第二項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」（案）に定められる業種をいい、武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業、サイバーセキュリティ関連、電力業、ガス業、通信業、上水道業、鉄道業、石油業の一部が含まれる。

コア業種以外の指定業種については、外国金融機関の場合と同様、免除基準（対内直接投資等免除基準告示案第2条第1号から第3号）を遵守すれば、事前届出が免除されることとなる。これに対し、コア業種については、外国金融機関とは異なり、密接関係者及び一任運用の対象とされた株式と合算した株式数又は議決権数が発行済株式総数の10%未満となる場合であって、かつ、免除基準に加えて以下の基準（上乘せ基準）を遵守した場合に限り、事前届出が免除される。

- 上場会社等の重要な意思決定の権限を有する委員会への自ら若しくはその指定する者の出席、取締役会、かかる委員会若しくはそれらの構成員に対する期限を付しての回答又は行動を求める提案を行わない（対内直接投資等免除基準告示案第2条第4号、改正後政令第3条の2第2項第3号口参照）

上場会社等の株式取得に関する事後報告については、外国金融機関以外の外国投資家の場合、株式数又は議決権数が1%以上となる場合に必要となる。

取得時事前届出免除制度の適用が受けられない場合

改正外為法第27条の2第1項は、外為法に基づく審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものについては、取得時事前届出免除制度の適用を受けられない旨を規定している。これを受け、改正後政令第3条の2第1項は、以下のものを規定している。

- 外為法又は外為法に基づく命令の規定による処分に違反した日から5年を経過していないもの
- 外国投資家であって、免除基準又は上乘せ基準に違反したことにより財務大臣又は事業所管大臣から勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わなかったことにより、財務大臣又は事業所管大臣から勧告に係る措置をとるべき旨の命令を受けたもの
- 外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、外国の政党その他の政治団体（以下、「外国政府等」）
- 外国政府等に実質的に支配されている法人その他の団体（以下、「国有企業等」）
- 外国政府等、国有企業等の役員

外国政府等、国有企業等については、「財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等（略）を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもの」（改正後政令第3条の2第1項柱書）については、例外とされており、取得時事前届出免除制度の適用を受ける余地があり得る。いわゆるソブリン・ウェルス・ファンドや公的年金基金（以下、「SWF等」）が想定されているが、この点につき、財務省は、個別に認証を付与したうえで免除制度の利用を可能とする旨説明しており、認証にあたっては、SWF等の投資形態が、純粋に経済的収益を目的としたものであること、SWF等の投資の意思

決定が、外国政府等から独立して行われていることについて審査し、当該 SWF 等と確認書（MOU）を締結するとしている。

銘柄リストの公表

財務省の公表資料によれば、投資家による事前届出の要否の判断を容易にする目的で、上場企業の銘柄について、関連当局が下記の業種に分類したリストを作成するとしており、当該銘柄リストは 4 月下旬頃に公表予定とされている。

- 指定業種以外（事後報告業種）の事業のみを営んでいる会社
- 指定業種のうち、コア業種以外の事業のみを営んでいる会社
- 指定業種のうち、コア業種に属する事業を営んでいる会社

各上場企業がどのように分類されるのか、又、リスト作成後の状況の変化を適切に反映する形でリストの運用、更新がされていくのかについては引き続き注目する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

インドネシア

エネルギー・自然資源事業に関する新開示・税務規制

近年、インドネシア政府は、エネルギー事業に関する新規制（以下、「本新規制」）を公表・施行した。これまで、インドネシアにおいてエネルギー事業を運営するには不明確な点が多く、この点が外国投資家に対する参入障壁となっていた。しかし、最近のインドネシア政府はエネルギー事業に関する中長期的な投資・事業戦略を強化し税収向上を図る姿勢を見せており、更なる投資を呼び込むため本新規制の導入に至ったものとみられる。

本新規制の内容は、主に 2 つの政省令から構成される。以下ではそれぞれの政省令について個別に概説する。

Regulation 23

1 つ目が Regulation 23 と呼ばれる、インドネシア・エネルギー自然資源省（the Ministry of Energy and Mineral Resources（MEMR））が 2019 年に発出したものである。Regulation 23 は、エネルギー・自然資源セクターに属する一定の公共サービスに関して納税者属性の確認を義務付けるものである。主な内容としては次の 3 点である。

- オンライン tax compliance 確認手続の導入
- 確認手続が必要となる公的サービス事業のリストの更新
- 新規ライセンス申請者に対する tax compliance 確認手続の履行義務の新設

2015 年以前は、①納税者の名称及び税務上の登録番号（いわゆる NPWP）が税務当局（the Directorate General of Tax（DGT））が管理するデータと一致していること、かつ②納税者が過去 2 年にわたって税法上の要件に従った税務申告を行っていることの 2 点を政府が確認しなければ tax compliance の有効性が確定しなかった。Regulation 23 によって、当該 tax compliance の

有効性確定手続の明確性を向上させ、かつオンラインで当該確定手続を行うようになった。特に、新規に事業ライセンスを申請する事業者に対する tax compliance の有効性確定手続が導入された点が重要である。

Decree 243

もう1つの重要な政省令が Decree 243 であり、エネルギー及び自然資源セクターにおける新規ライセンス申請時及び報告届出の際における税務上の登録番号 (NPWP) 及び実質的受益者情報の提供義務を定めるものである。

Decree 243 が施行される以前は、鉱業又は石油ガスセクターにおけるライセンス申請者に対して実質的受益者の開示が求められていた。当該要件はその後電力セクターに拡大されたが、どのレベルまで実質的受益者をさかのぼる必要があるのか、その証明にはどの程度の情報が必要なのかといった点については必ずしも明らかではなかった。

Decree 243 はこの点を明確にするもので、エネルギー及び自然資源セクターにおけるライセンス申請者に対して、全ての株主及び実質的受益者に関する情報を開示すべき義務が明らかにされた。他方で、一定の公共サービスに係る事業については、そのような開示義務が免除されることも規定されている。

小括

同国のエネルギー事業に投資を行う本邦企業は相当数存在する。今回の本新規制によって、従前の不明確なルールが改められていることから、影響のある本邦企業は十分留意しておく必要がある。Regulation 23 及び Decree 243 の対象となる事業類型のリストや、実質的受益者の申告に係る様式については、[こちら](#)（を参照されたい）。

[最初のページに戻る](#)

中国

中国税制アップデート

最近の中国の税務に関する改正に関して、国外送金についての電子申告の導入、新型コロナウイルスに対応するための税制優遇措置など、多国籍企業に影響を与えるであろうものにつき、概略を紹介する。

なお、より詳細な内容、その他のトピック¹については、ベーカーマッケンジー北京事務所刊行のニュースレター²を参照されたい。

中国からの国外送金についての電子申告の導入

2020年1月1日以降の企業による中国からの国外送金につき、電子申告を行うことが認められた。

企業が1回当たり50,000米ドルを超える国外送金を行う場合、中国では税務登記を行う必要がある。国外送金を行う場合には、税務登記の完了通知を入手する必要があったが、従前は、源泉税を支払うことを企業に同意させるた

¹ 最近の最高人民法院の判例（個人所得税に係るものであるが、税務当局に私法上の扱いを再定義したうえで課税関係を決定する取扱いを認めたもの）、2019年の個人所得税申告に関するガイドラインなどが紹介されている。

² <https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/2020/02/china-tax-update-february-2020>

めに、税務当局が税務登記の完了通知を意図的に発行しないケースも散見されていた。

しかし、国外送金につき電子申告を行うことが認められるようになったため、企業は、納税義務がないという認識のもとに源泉税の納税を行わなかったとしても、税務当局による意図的な税務登記の完了の差し止めを避けることができるようになった。但し、企業が納税義務はないと考える場合で、税務当局がそれと異なる税務ポジションを取る場合には、税務調査が行われることが容易に想定される。

国外送金を行う企業は、特に電子申告を行っている場合について、税務調査に備えて自身の税務ポジションをサポートするための根拠書類を備えることが今後より重要になる。

新型コロナウイルスの流行に関して制定された税制上の優遇措置

財政局と国家税務総局は、新型コロナウイルスの流行によって影響を受けている企業や個人を支援するために、複数の税制上の優遇措置を公表した。本稿は、多国籍企業の中国子会社等の企業に適用されるインセンティブを要約したものである³。

本優遇措置は2020年1月1日から発効し、終了日は後日通知される。

1. 企業からの金銭・物資の提供にかかる優遇措置

① 企業所得税

- 優遇措置の内容：新型コロナウイルスの抑制を支援するための金銭、物品の寄付につき、企業所得税の課税所得の計算上、全額損金算入することができる。
- 留意点：一定の公的な団体、一定レベル以上の政府機関又は一定の病院に金銭、物品を寄付する場合に限り、本優遇措置の対象となる。本優遇措置の適用に当たっては、特段の承認、税務登記手続は不要であるが、企業所得税申告書において（本優遇措置の対象となる）適格寄附金を記載する必要がある。又、病院に対して寄付を行った場合には、病院から発行される受領書の保管が必要となる。

② 増値税

- 優遇措置の内容：新型コロナウイルスの抑制のための物品の寄付については、増値税が免除される。
- 留意点：一定の公的な団体、一定レベル以上の政府機関又は一定の病院に物品を寄付する場合にのみ、本優遇措置の対象となる。本優遇措置を受けるために、特段の税務登記手続は求められない。企業は、本優遇措置の対象となる物品の寄付について増値税専用発票の発行をしなければならない。もし既に増値税専用発票を発行してしまったのであれば、赤字発票⁴を優遇措置の終了後1か月以内に発行する必要がある。

③ 個人所得税

- 優遇措置の内容：従業員に提供される医薬品等の物品は、給与の一部とはみなされず、個人所得税の課税対象とされない。

³ 個人にかかるインセンティブについては、前出ペーカーマッケンジー北京事務所刊行のニューズレター参照のこと。

⁴ 発行済みの発票を訂正するための発票。

- 留意点：新型コロナウイルス抑制のためであったとしても、金銭による手当の支給は、個人所得税の課税対象となる。

2. 新型コロナウイルスの影響を受ける産業に属する企業への優遇措置

① 指定4業種における2020年の欠損金の繰越期間の延長

- 優遇措置の内容：運輸業、飲食業、宿泊業、観光業に属する企業に限り、2020年に生じた税務上の欠損金の繰越期間が5年から8年に延長される。
- 留意点：本優遇措置の対象は、運輸業、飲食業、宿泊業、観光業から生じる事業収入が総収入⁵の50%以上を占める企業に限られる。2020年の企業所得税の申告時に欠損金の繰越期間の延長申請を電磁的手段で行う必要がある。

② 生活必需品関連サービス及びそれらにかかるエクスプレスサービスの提供

- 優遇措置の内容：生活必需品関連サービス及びそれらにかかるエクスプレスサービス（輸送、ピックアップ、配送等）の提供による収入は、増値税の免税対象となる。
- 留意点：本優遇措置を受けるために、特段の税務登記手続は求められないが、関連する証憑の保存が必要となる。企業は、対象となるサービスによる収入に関連して増値税専用発票の発行をすることはならず、もし既に増値税専用発票を発行してしまったのであれば、赤字発票を優遇措置の終了後1か月以内に発行する必要がある。

③ 新型コロナウイルス流行の抑制のための物品輸送サービスの提供

- 優遇措置の内容：新型コロナウイルスの抑制のための物資の輸送サービスによる収入は、増値税の免税対象となる。
- 留意点：適格品目⁶の輸送についてのみ、増値税の免除が受けられる。本優遇措置を受けるために、特段の税務登記手続は求められないが、関連する証憑の保存が必要となる。企業は、対象となるサービスによる収入に関連して増値税専用発票の発行をすることはならず、もし既に増値税専用発票を発行してしまったのであれば、赤字発票を優遇措置の終了後1か月以内に発行する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

⁵ 益金不算入となる収入、投資による収入は除かれる。

⁶ 適格品目の対象は、別途政府から公表される。

シンガポール

ACRA の管理する支配者の集中登録簿及び名義株主名簿の導入

シンガポールの会計企業規制庁（ACRA）は、近時のシンガポール勅許秘書役協会との会合において、①非公開の支配者の集中登録簿、及び②名義株主にかかる実質的所有者の詳細の開示を求める会社法の改正案を含む、いくつかの新しいイニシアチブを発表した。シンガポール法人は、必要な情報を取得管理し、これらの変更に対応するべきである。

支配者の集中登録簿

現行法のもとでシンガポール法人は支配者の情報を登録保管することが義務付けられているが、ACRA は、法人が関与するマネーロンダリング取引の複雑化、会社の所有者及び支配に関する透明性を高めるための国際的な取り組みに足並みを揃えること、法執行機関による実質的所有者の情報へのアクセスを容易にすることを主な理由として、非公開の支配者の集中登録簿の整備を提案している。シンガポールで登録された会社、外国会社、有限責任組合などの報告対象法人は、支配者の登録簿を維持し、更新し、登録された事務所地で保管し又は登録申請代理人に保管させるとともに、支配者にかかる情報を ACRA に提出し、支配者の地位又は詳細の変更について ACRA に通知することが求められることとなる。

会社法第 386AN 条は、官報における告知をもって発効する規定に基づき、ACRA に会社及び外国会社の支配者の集中登録簿を整備する権限を与えている。ACRA は、2020 年 4 月中旬に報告対象法人及び登録申請代理人に対して情報提出を行うよう通知を開始し、2020 年 5 月中旬に会社法第 386AN 条（1）項の告知を官報で行い、遵守しない法人に対する執行を開始するといったタイムラインを想定している。

名義株主名簿

ACRA は又、名義株主に関する実質的所有者の開示を求める提案も行っている。他の者のために会社の株式を法的に所有する会社の株主を意味する「名義株主」という新たな定義語が定められる。当該他の者、すなわち実質的所有者の詳細について、名義株主名簿での記載を求めるものである。支配者の集中登録簿と同様に、名義株主名簿についても集中的に ACRA によって管理されることとなるか否かは明らかではない。この名義株主名簿は、支配者登録簿及び名義取締役登録簿と同様に、一般に対し公開されるべきものではないと考える。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

新型コロナウイルス対策関連法案が可決・成立、雇用維持のための税額控除、NOL の利用制限緩和等を盛り込む

2020 年 3 月 22 日（日）、米国上院は新型コロナウイルス対策のための第二弾の法案（「本法案」）を公表し、その後上院・下院での審議を経て、27 日（金）に下院でほぼ全会一致で可決後、トランプ大統領が直ちに署名し、法案が成立した。本稿では、法案に含まれる税制上の規定の内、雇用維持のた

めの税額控除、NOLの利用制限緩和等、本邦多国籍企業グループにも影響を与えることが予想される一部項目を取り上げる。税金関連の多くの規定に関して、財務省と内国歳入庁（以下、「IRS」）は、規定の解釈に関する指針を発行することが要求されるであろう。とりわけ財務省とIRSは、最終法案によって納税者がどのように選択を行うことができるかについて説明しなければならない。

雇用維持のための税額控除

COVID-19危機の間の各四半期において、要件に該当する雇用者が従業員に支払った賃金の50%に相当する払戻可能な給与税額控除を提供する。この税額控除は、受給資格のある従業員に支払われる健康給付を含む最初の1万ドルまでの報酬に適用され、これに限定される。この控除は、2020年3月13日から2020年12月31日までに支払われた賃金に適用され、社会保障税の事業主負担分(社会保障賃金ベースまでの賃金に対して事業主が負担する6.2%の税金)と鉄道退職税法に対して認められる。

この税額控除は、以下の2つのカテゴリーに該当する雇用主が利用可能である。1つのカテゴリーは、COVID-19の影響の結果、政府命令により、取引、移動、グループ会議を制限され、部分的または全面的に2020年の事業活動が停止されている雇用主である。第2のカテゴリーは、2020年の四半期の総事業収入が、2019年の同四半期の総事業収入の50%未満の事業主である。ただし、事業中断ローンを受けている雇用主は、税額控除を受けることはできない。

繰越欠損金の利用制限を緩和

トランプ税制において、2018年1月1日以降に終了する課税年度で発生する繰越欠損金（以下、「NOL」）から、繰越期限が無制限となった一方で、繰戻しが認められていない。又課税所得の80%までという使用制限を設けている。多くの企業が生き残るために流動性が不可欠な現在の環境では、損失を過年度に繰り戻すことができないことは、とりわけ重大であり、従前の法律からの痛みを伴う変化であった。

本法案の第2302条により、NOLの利用に関するこれらの制限の一部が緩和される。同法案では、2018年1月1日以前に開始された課税年度からのNOLの使用には制限を設けず、2017年12月31日以降に開始する課税年度（すなわちTCJAの対象となる事業年度）に発生したNOLには、80%の制限を維持する。ただし法案では、第172項、199A及び250項の控除を除いて計算された課税所得に対して80%の制限を適用することとされた。このアプローチにより、これらの控除を完全に維持することができる。

本法案では、苦境にある事業に必要とされている流動性をいくらか供給するために、納税者が特定の損失を5年間繰り戻すことが認められる見込みである。この規則は、2018年、2019年及び2020年に開始する課税年度において生じた損失に適用される。ここでは取り上げないが、REIT、生命保険会社には特例が設けられる。

代替ミニマム税クレジットの還付の促進

トランプ税制において、法人への代替ミニマム税（AMT）を廃止したが、2018年、2019年、2020年又は2021年に開始する課税年度において、納税者に対し過年度からのAMTクレジットの繰越額の還付を請求することを認めている。

2018年の課税年度においてAMT税額控除の全額を請求する選択を認めることにより、納税者がAMTクレジットの繰越額の還付を拡大し、納税者に流動性を高める機会を提供する。あるいは、納税者は、2018年の課税年度に全額

を請求することを選択する代わりに、2018年及び2019年の課税年度に払戻しを請求することもできる。本法案では、納税者に対し、仮の還付請求を行うよう指示し、請求があった日から90日以内にこれらの還付請求を処理するよう国庫に指示している。

利息制限の緩和

「2019年及び2020年に開始する課税年度の特別規則」と題する新たな第163条(j)(10)を追加することにより、第163条(j)を改正する。2019年及び2020年に開始する課税年度においては、修正後の課税所得（「ATI」）の30%から、利息、税金、減価償却及び償却前利益（「EBITDA」）の50%に変更することで、利子控除額が増加することが見込まれる。パートナーシップには特例が設けられる。納税者は、増額された50%の制限をいずれの課税年度に適用しないことを選択できる。いったん選択が行われると、長官の同意なしにはそれを取り消すことはできない。

さらに、納税者は、2019年課税年度のATIを2020年課税年度のATIに変更することを選択できる見込みである。これらの2つの変更を総合すると、納税者は2019年と2020年にATIの最大50%までの利子控除を請求することができ、納税者は2020年のATIに（おそらくより高い）2019年のATIを代替して、利子控除の額をさらに増やすことを可能とする。

事業主給与税の繰延

納税者に流動性を提供するもう1つの取り組みとして、制定から2020年12月31日までの期間について、社会保障税の使用者負担分（社会保障賃金ベースまでの賃金に対して使用者が負担する6.2%の税金）と鉄道退職法の税金の支払期限を延期する。これらの税金は2021年12月31日に50%、2022年12月31日に50%が支払期限となる。本救済は、本法案の第2102条及び第2105条に規定される特定のセクション7(a)中小企業法ローン、あるいは本法案の第2109条に規定される短期報酬契約に基づいて免責された債務を有する納税者には適用されない。

通知 2020-18 に基づく納税申告期限及び支払期限の延長

議会が法案を公表する前に、IRSは、納税申告書の提出日と納付期限を遅らせるため、法令第7508A条の規定に基づくガイダンスを公表した。従来、2020年4月15日以前に米国連邦所得税の申告とそれに伴う納付を義務付けられていた納税者は、2020年7月15日まで、それらの申告や納付が延期される。延期される納税額には制限がなく、納税者は延期を利用するために、様式4868又は様式7004の提出を義務付けられない。利息、ペナルティ等は延長期間中に発生しない。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

EU

EU 公益通報者保護指令（2019/1937）の発効

2019年12月16日、EU公益通報者保護指令（2019/1937）（以下、「本指令」）が発効した。加盟国は、国内法で本指令に適合する措置を実施するために2年間の猶予（2021年12月17日が期限）を有する。本指令に定められた変更は、組織が既存の通報者に関する内部規則を、本指令に定められた最低基準にあわせて更新することを求めることになる。EU加盟国は、指令の最

低基準よりも厳しい措置を義務付けることも可能であり、その場合には、組織は、各現地で定められた基準に合わせて各国の内部規則を調整することが必要となってくる。

本指令の背景と目的

EUの各加盟国における公益通報者の保護は、現在、断片的で一貫性を欠いている。司法・消費者総局長から委託された研究では、各加盟国の国内法に基づく公益通報制度を評価し、EU加盟国のうち10か国（フランス、ハンガリー、アイルランド、リトアニア、マルタ、スロバキア、スウェーデン、イギリス）のみが、公益通報者の完全な保護を確保しているとした。残りのEU加盟国では、保護が部分的であるか、保護が特定の産業又は従業員グループにのみに適用されている。

本指令は、すべての公益通報者に与えられる法的保護を強化し、この保護がEU加盟国全体で広く一貫して与えられることを確実にすることを目指している。本指令は、一定規模の組織のための通報制度、及びEU法違反を通報した者に与えられる保護について、EU全体で最低基準を設けることが目的である。かかる目的のため、本指令は公益通報者からの通報を受け付け、処理するために必要な措置について、会社に大きな負担を課すものである。

本指令の枠組み

本指令の主な枠組みは以下の通りである。

- ① 50人以上の従業員を有するEUを拠点とする組織、及び1万人以上の住人を抱える地方公共団体は、公益通報制度を整備しなければならない。なお、50人から249人の従業員を有する組織に対しては、遵守のタイミングを2023年12月17日まで遅らせることができる。
- ② 通報者には、従業員だけでなく、非業務執行取締役、自営業者、請負業者、ボランティア、研修生、株主も含まれる。
- ③ 公益通報者並びに支援する同僚及び親族は、報復から保護されなければならない。
- ④ 通報された違反に関する情報が通報時に真実であると信じるに足りる合理的な理由があった者に対しては、その違反の立証の有無にかかわらず、保護が及ぶ。
- ⑤ 公益通報者は、契約や法律によって課された情報の開示制限（秘密保持契約、秘密保持条項、著作権や企業秘密の侵害など）に違反するものとはみなされず、情報開示の際の責任から保護される。
- ⑥ 公益通報者は、従業員の組織において内部通報する際に、又、一定の場合には、当局及びメディアに外部通報する際に、指令によって与えられる保護の恩恵を受けることができる。

通報対象範囲

本指令の通報対象は、公共調達、金融サービス、マネーロンダリング防止、テロ資金供与防止、製品安全、輸送安全、環境保護、放射線防護、原子力安全、食品安全、動物の健康と福祉、公衆衛生、消費者保護、データプライバシー、競争法、国家補助規則、法人税法など、多くの分野にわたり、公益通報者保護のための広範な権限と共通の最低基準が定められている。加盟国は、これらの規則を他の分野（例えばセクシュアル・ハラスメント）に広げることができる。

公益通報者に与えられる保護

本指令の主な目的の一つは、報復行為から公益通報者を保護することである。本指令は、報復行為に該当する禁止行為の広範な限定的ではないリストを示しており、解雇、差別、雇用契約の非更新、無期契約への転換の拒否、悪い評価、研修措置の拒否、格下げ又は昇進の拒否などが含まれる。

さらに、公益通報者が本指令の対象となる違反について通報を行ったこと及び不利益取扱いを受けたことと主張した場合には、不利益取扱いが通報に対する報復として行われたと推定される。立証責任は、不利益取扱いをしたと訴えられた者に移り、不利益取扱いが通報とは全く無関係に、正当な理由に基づいてなされたことを証明しなければならない。

これに加え、公益通報者はまず内部通報することを奨励されるが、直ちに外部通報を選択した公益通報者も、本指令の保護を受け得る。これは、通報者が組織に通報する前に外部に通報することを選択し、その結果関連当局が当該組織に対する調査を開始した場合、当該組織は調査対応が後手に回って対応が困難となり、実務的、法的及び社会的評価の観点から重大な結果をもたらす可能性がある。本指令は公益通報者に追加的な保護を定め、EU 法違反に該当すると考えられる情報の報告を促進する効果を有することは明らかであり、対象となる組織は積極的にその影響に対して対応することが求められる。

対象となる組織に求められる対応

本指令の対象となる組織は、EUにおける事業運営に関して、本指令に定められる最低基準を満たすために、既存の公益通報制度を見直し、あるいは新たに公益通報制度を導入する準備を進めるべきである。具体的には、以下のような対応が求められる。

- 通報窓口は、公益通報者がオンラインシステム、電子メール、郵便、電話のホットラインを通じて通報できるようになっていること。通報者の要請に応じて、かかる通報窓口は、合理的な期間内に物理的に会うことが可能でなければならない。
- 内部通報窓口が、本指令に定められる期限（例えば7日以内の受領確認）に準拠しており、適正なフォローアップのプロセスを定めていること。
- 通報をフォローし、コミュニケーションを維持するために、人事責任者やコンプライアンス責任者などの公平な人や部署が指定されていること。
- 従業員ハンドブックが、公益通報制度の変更を反映したものとなっていること。ハンドブックには、当局への外部通報プロセスに関する情報も含まれているべきであり、又イントラネット等で容易にアクセスできるようにすべきである。
- 従業員が、内部通報窓口を正しく理解し、外部通報窓口よりも内部通報窓口を利用するよう奨励すること（例えば、秘密が保持されるという安心感を提供するなど）。

今後2年間にわたり、加盟国がこれらの基準を自国の国内法に組み入れる過程で、各加盟国による実施内容が本指令に規定されているものよりもさらに一歩踏み込んだ内容となる可能性があることにも留意が必要であり、各国の公益通報制度の整備状況に注視すべきである。

[最初のページに戻る](#)